

朝来市社会福祉協議会福祉教育活動助成事業実施規程

(目的)

第1条 この事業は、市内の各小中高等学校及び特別支援学校に対し、助成金を交付することにより、福祉と教育の統合を目指した福祉教育の推進を図ることを目的とする。

(助成の対象及び内容)

第2条 助成の対象は、市内の小・中学校・高等学校及び特別支援学校（以下「申請校」という。）とする。

2 事業の内容は次に掲げる活動を含み、具体的な実践に向けて各校が主体的に取り組むこととする。

- (1) 福祉教育のテキストを媒体とした話し合い活動
- (2) 学校単位で取り組むボランティア活動
- (3) 福祉施設との交流事業
- (4) 高齢者・障がい者・子どもも含めた地域の人との交流事業
- (5) その他（学校独自の福祉的な取り組み）

(実施期間)

第3条 この事業の指定期間は当該年度とする。但し、事業内容により継続が必要な事業と認められるものについては2年間を限度とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、事業経費として不相当と会長が認める経費を除き、1校につき概ね100,000円を限度とする。

ただし、審査会において事業内容が顕著と認められた申請校についてはその限りでない。

(助成金の交付申請)

第5条 本事業の指定を受け、助成金の交付を受けようとする申請校は、朝来市社会福祉協議会福祉教育活動助成金交付申請書（様式第1号）を会長に提出しなければならない。

(審査会の実施)

第6条 朝来市社会福祉協議会（以下「法人」という。）の事業部会を審査会とし、書類選考を行う。

(助成金の交付決定)

第7条 会長は、前条に基づく申請を受理したときは、必要な審査を行う。審査の結果、適当と認めたものについて予算の範囲において朝来市社会福祉協議会福祉教育活動助成金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(助成金の請求)

第8条 助成の決定を受けた申請校は、朝来市社会福祉協議会福祉教育活動助成金請求書（様式第3号）を会長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 申請校は、事業が完了したとき又は当該年度が終了した時は、速やかに朝来市社会福祉協議会福祉教育活動助成金実績報告書（様式第4号）を会長に提出しなければならない。

(連絡会の開催)

第10条 法人は申請校担当職員との連絡会を開催し、情報交換・意見交換・報告を行

う事とする。

(交付決定の取り消し)

第 11 条 会長は、申請校が次の各号の一に該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この規程に違反したとき。

(2) 助成金を助成事業以外の用途に使用したとき。

(3) 偽り、その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

2 会長は、前項の取り消しの決定を行なった場合には、その旨を朝来市社会福祉協議会福祉教育活動助成金交付決定取消通知書(様式第 5 号)により、申請者に通知するものとする。

(助成金返還)

第 12 条 会長は、前条第 1 項の取消しを決定した場合において、当該取消しに関する部分に関し、既に助成金が交付されているときはその返還を命ずることができる。

(補則)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

1. この規程は、平成 24 年 7 月 1 日一部改正。

1. この規程は、平成 25 年 8 月 1 日一部改正。